

船舶事故等調査報告書

平成22年10月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010門第64号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成21年12月14日 22時30分ごろ	
発生場所	山口県宇部市本山岬沖 宇部港西防波堤灯台から真方位255°7,460m付近 (概位 北緯33°55.2′ 東経131°09.2′)	
事故等調査の経過	平成22年4月27日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	貨物船 ^{りょうわ} 菱和丸、199トン	
船舶番号、船舶所有者等	140163、菱和汽船株式会社	
乗組員等に関する情報	船長、三級海技士（航海） 一等航海士、五級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	船底外板擦過傷	
事故等の経過	本船は、船長及び一等航海士ほか2人が乗り組み、鋼材をほぼ満載して船首約3.10m、船尾約3.90mの喫水で、一等航海士が航海当直について周防灘を西進中、平成21年12月14日22時30分ごろ、本山岬西南西方沖の浅所に乗り揚げた。 本船は、その後も自力で航行を続け、関門港に入港した。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風力 1 海象：潮汐 下げ潮中央期	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、本山岬沖を西進中、当直中の一等航海士が、船位の確認を適切に行わなかったため、浅所に接近していることに気付かずに航行したものと考えられる。 一等航海士は、本山岬沖に浅所があることを知っていたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、本山岬沖を西進中、船位の確認を適切に行わなかったため、浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	